

## 令和3年 第5回栗原市農業委員会総会議事録

令和3年5月27日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和3年 第5回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農用地利用集積計画について
- 日程第 9 議案第 4号 農用地利用配分計画について
- 日程第10 議案第 5号 非農地証明願について

### 1 出席委員 (24名)

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、     | 2番 佐藤 勝 委員、    |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、       | 4番 佐々木 弘 委員、   |
| 5番 遊佐 一成 委員、       | 6番 菅原 勝宏 委員、   |
| 7番 岩淵 敬一 委員、       | 8番 米山 嘉彦 委員、   |
| 9番 阿部 一信 委員、       | 10番 曾根 金雄 委員、  |
| 11番 三浦 正勝 委員、      | 12番 鈴木 和子 委員、  |
| 13番 芳賀 博秋 委員、      | 14番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 15番 高橋 寛 委員、       | 16番 狩野 善典 委員、  |
| 17番 佐々木 耕太郎 委員、    | 18番 高橋 榮一 委員、  |
| 19番 岩渕 弘 委員、       | 20番 三浦 栄 委員、   |
| 21番 大沢 純香 委員、      | 22番 大場 裕之 委員、  |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者、 |                |
| 24番 鈴木 康則 会長       |                |

### 2 欠席委員

なし

### 3 議事に参与した者

事務局長	二階堂	賢
事務局長補佐	小 山	雅 規
農地農政係 主 査	高 橋	潤
農地農政係 主 事	千 葉	和 哉
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

( 午後 1 時 3 0 分 開会)

#### 議長

ご起立願います。

「ご苦勞様です。」ご着席願います。

市内では、田植え作業も一段落かと存じますが、大規模農家の方々はもう少しかかるものと思います。

なお、市では5月17日からクールビズの期間に入っておりますので、ネクタイを外していただいで構いません。

#### 議長

それでは、只今から、令和 3 年 第 5 回  
栗原市農業委員会総会を開会いたします。

#### 議長

ただいまの出席委員は、24名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

#### 議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

#### 議長

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

#### 議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により、議席番号20番  
三浦 栄 委員、議席番号22番 大場 裕之 委員の両名を指名いたします。

## 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

## 議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

## 事務局長

議案資料に基づき、令和3年5月6日から令和3年5月27日までに実施及び開催があった事務事業等の報告、並びに、令和3年5月31日から令和3年6月28日までに予定している事務事業等について説明。

## 議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

## 議長

日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番の案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田 1筆 915㎡のうち、386.20㎡を、隣接する土地及び道路と同じ高さまで、約90cmから1mの盛土を行い、畑として造成する旨の1案件を説明。

## 議長

次に、去る5月20日、議席番号22番 大場 裕之 委員、農地利用最適化推進委員の 曾根 茂 委員、及び 及川 正一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、22番 大場 裕之 委員から報告願います。

## 22番 大場 裕之 委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る5月20日の木曜日に4名にて現地確認を行いました。

現地はすでに盛土が済まされており、畑の形状を呈しておりました。報告のとおり畑として利用されるものと確認してまいりましたので、以上、ご報告申し上げます。

## 議長

次に、第2区の番号2番から4番までの3案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第2区の番号2番は、金成地区の田 4筆 3, 989㎡、盛土を行い、排水不良の改善をし、耕作の利便性を向上させる旨の1案件、

番号3番は、金成地区の田 5筆 1, 856㎡、盛土を行い、排水不良の改善をし、耕作の利便性を向上させるもので、完了後は牧草を作付けする予定の旨の1案件、

番号4番は、志波姫地区の田 1筆 613㎡、及び畑 2筆 1, 279㎡、合計1, 892㎡、盛土を行い、排水不良の改善をし、耕作の利便性を向上させる旨の1案件、以上、3案件を説明。

## 議長

次に、去る5月21日、議席番号12番 鈴木 和子 委員、農地利用最適化推進委員の佐々木 進 委員、及び 佐々木 貞一郎 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、12番 鈴木 和子 委員から報告願います。

## 12番 鈴木 和子 委員

鈴木和子です。

報告第1号 農地の現状変更届については、去る5月21日金曜日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

事務局から説明がありましたが、2番の件の詳細については、現地を確認しますと、届出人が所有する田に盛土して作業の効率化を図るものであります。現在利用している雑種地と同じ高さまで盛土することです。周辺農地等には、特に問題がないものと確認してまいりましたので報告いたします。

番号3番の件は、届出人は畜産を営む農家で、排水不良の農地を盛土し、排水を改善して後に牧草を作付けすることです。現地を確認しますと、すでに着工しておりました。やはり現状では排水不良で、盛土することにより排水が改善され、作業効率も改善されるものと思われます。周辺農地には特に問題がないものと確認してまいりましたので、報告いたします。

番号4番の件は、利便性の改善ということで、現地はすでに盛土が終了しているようでした。前に空き家があり、その敷地と同じ高さまで盛土がされておりました。周辺には特に影響がないものと確認してきましたので報告いたします。

#### 議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

#### 議長

日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番・2番の2案件、第2区の番号3番から6番までの4案件、第3区の番号7番から10番までの4案件、合せて10案件について、事務局から報告いたします。

#### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 3筆 3, 070㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、一迫地区の田 3筆 5, 895㎡、双方合意による農地中間理事業による賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号3番は、若柳地区の田 3筆 1, 211㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号4は、金成地区の田 4筆 4, 091㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号5、番号6番は関連案件で、志波姫地区の畑 2筆 4, 247㎡、贈与のための農地中間理事業による賃貸借権解約の2案件、

第3区の番号7番、番号8番は関連案件で、栗駒地区の田 14筆 9, 492㎡、及び鶯沢地区の田 1筆 1, 075㎡、合計 10, 567㎡、双方合意による農地中間理事業による賃貸借権解約の2案件、

番号9番、番号10番は関連案件で、鶯沢地区の田 10筆 10, 104㎡、双方合意による農地利用集積円滑化事業による賃貸借権解約の2案件、

以上、10案件を説明報告。

#### 議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

## 議長

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

## 議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定の準用による、議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第3区の番号15番の案件を審議いたします。

農地利用最適化推進委員の 安藤 康太 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後1時48分) ( 安藤 康太 推進委員 退席)

## 議長

会議を再開します。(午後1時48分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号15番は、栗駒地区の田 1筆 2, 427㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、去る5月21日、議席番号15番 高橋 寛 委員、農地利用最適化推進委員の 安藤 康太 委員 及び 山田 善太郎 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、15番 高橋 寛 委員から報告願います

### 15番 高橋 寛 委員

高橋寛です。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る5月21日金曜日に栗駒総合支所において4名にて、書類審査を行いました。

番号15番の案件につきましては、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号15番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号15番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

### 議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定の準用による、議事参与の制限を解き、安藤 康太 推進委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後1時50分) (安藤 康太 推進委員 着席)

### 議長

会議を再開いたします。(午後1時51分)

次に、第1区の番号1番から7番までの、7案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑 1筆 912㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号2番は、築館地区の田 11筆 15,673㎡、及び畑 2筆 1,014㎡、合計 16,687㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

番号3番は、高清水地区の畑 1筆 1,664㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号4番は、一迫地区の田 10筆 9,486㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号5番は、瀬峰地区の田 2筆 2, 046㎡、  
番号6番は、瀬峰地区の田 2筆 1, 156㎡、いずれも、経営規模拡大のための  
所有権移転売買の2案件、  
番号7番は、瀬峰地区の田 16筆 10, 396.62㎡、経営継承のための使用  
貸借権設定の1案件、  
以上、7案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、22番 大場 裕之 委員から報告願います。

## 22番 大場 裕之 委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、去る5月20日の木曜  
日に4名にて、書類上にて審査を行いました。

番号1番、3番、4番、5番、6番に関しては、経営規模拡大等さまざまな理由によ  
る所有権移転売買の案件でございます。2番と7番に関しては、家族間による事情から  
経営継承、そして経営を引き継ぐためという意味合いからの使用貸借権設定というこ  
とで、いずれの案件も特に問題がないものと確認いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行  
います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号8番から13番までの、6案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号8番は、若柳地区の田 3筆 1, 211㎡、  
番号9番は、若柳地区の田 1筆 519㎡、いずれも、相手方の要望による所有権  
移転売買の2案件、  
番号10番は、若柳地区の田 2筆 1, 248㎡、経営規模拡大のための所有権移  
転売買の1案件、

番号11番は、若柳地区の田 7筆 2, 840㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号12番は、金成地区の畑 1筆 786㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号13番は、金成地区の田 4筆 4, 091㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の1案件、

以上、6案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

### 佐々木 進 推進委員

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る5月21日の金曜日に4名にて、6案件について書類審査を行いました。

番号8番と9番は、譲渡人の労力不足のため、そしてまた、10番、12番は、譲渡人の要望により経営規模拡大による所有権移転売買の4案件でございます。

番号11番は、譲渡人の労力不足、そしてまた、13番は、譲渡人の要望により経営規模拡大による賃貸借権設定の2案件です。

いずれにしましても6案件は、許可申請については、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号14番及び16番の、2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号14番は、栗駒地区の田 4筆 3, 056㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号16番は、花山地区の畑 1筆 15, 596㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、市外居住者取得により詳細説明、  
以上、2案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

#### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、15番 高橋 寛 委員から報告願います。

#### 15番 高橋 寛 委員

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る5月21日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地調査を実施いたしました。

番号14番、番号16番、いずれにしましても、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から14番までの14案件、及び番号16番の1案件、合わせて15案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

#### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から14番までの14案件、及び番号16番の1案件、合わせて15案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 議長

日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、賃貸借権設定の案件で、築館地区の田 2筆 839.62㎡を業務用地として転用し、譲受人が経営する会社の社員用駐車場を造成するものであります。

農地区分は、周囲を宅地及び雑種地に分断された生産性の低い小集団農地となるので、第2種農地に該当する旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、及川 正一 推進委員から報告願います。

## 及川 正一 推進委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る5月20日の木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番については、ただ今事務局から詳細に説明したとおりで、現地を確認しますと、国道4号沿いの会社の車両駐車場の道路を挟んで隣接する農地になっており、休耕田で牧草が作付けしており、非常に管理されている農地でありました。業務用地として借受け、社員の駐車場として利用するものでございます。

転用許可に当たっては、特に問題はないものと確認してまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号2番から4番までの3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号2番は、所有権移転贈与の案件で、栗駒地区の畑 1筆 241㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地に該当しますが、集落接続による、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号3番は、使用貸借権設定の案件で、栗駒地区の田 2筆 322㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、申請地の周囲300m以内に栗原市栗駒総合支所が存在するため、第3種農地として取り扱う旨の1案件、

番号4番は、使用貸借権設定の案件で、鶯沢地区の畑 1筆 417㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地に該当しますが、集落接続による、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、安藤 康太 推進委員から報告願います。

## 安藤 康太 推進委員

推進委員の安藤と申します。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る5月21日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号2番の詳細については、親子間の所有権移転贈与となっており、転用目的としては、住宅用地、一般個人住宅となっております。

3番と4番は、親子間の使用貸借権設定となっており、こちらも転用目的としては、住宅用地、一般個人住宅となっております。

また、自己所有地でもあり、周辺農地等には影響を与えない範囲であることが確認できましたので、転用許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、3案件について、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

## 議長

日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から6番までの6案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 2筆 3, 791㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号2番は、高清水地区の田 2筆 2, 376㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号3番は、一迫地区の田 3筆 3, 642㎡、新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号4番は、一迫地区の田 3筆 10, 267㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号5番は、瀬峰地区の田 1筆 2, 740㎡、

番号6番は、瀬峰地区の田 1筆 12, 501㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

以上、6案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に第2区の番号7番から12番までの6案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号7番は、若柳地区の田 7筆 8, 231㎡、  
番号8番は、若柳地区の田 2筆 1, 559㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、  
番号9番は、金成地区の田 40筆 28, 603.75㎡、及び 畑 3筆 1, 908㎡、合計 30, 511.75㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、  
番号10番は、志波姫地区の田 14筆 23, 733㎡、  
番号11番は、志波姫地区の田 1筆 3, 050㎡、  
番号12番は、志波姫地区の田 7筆 16, 128㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の3案件、  
以上、6案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号13番から17番までの5案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号13番は、栗駒地区の田 14筆 9, 492㎡、及び鶯沢地区の田 1筆 1, 075㎡、合計 10, 567㎡、所有権移転売買である旨の1案件、  
番号14番は、栗駒地区の田 9筆 27, 645㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、  
番号15番は、鶯沢地区の田 9筆 10, 899㎡、所有権移転売買である旨の1案件  
番号16番は、鶯沢地区の田 3筆 4, 504㎡、

番号17番は、鶯沢地区の田 12筆 17, 412㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、  
以上、5案件を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から17番までの17案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

#### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から17番までの17案件は、原案を可とすることに、決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

#### 議長

日程第9、議案第4号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

第1区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

配分計画の利用権を設定する者は、宮城県農地中間管理機構となります。

第1区の番号1番は、一迫地区の田 3筆 5, 895㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用配分計画についての、番号1番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用配分計画についての、番号1番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

## 議長

日程第10、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。

第1区の番号1番から3番までの3案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 2筆 964㎡、及び畑 1筆 2,541㎡、願出地は、平成13年頃から労力不足により耕作できずにいたところ原野及び山林化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、築館地区の畑 2筆 296㎡、願出地は、昭和50年頃から先代である父が労力不足により耕作できずにいたところ原野化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号3番は、瀬峰地区の田 2筆 5,057㎡、願出地は、平成9年頃から労力不足により耕作できずにいたところ山林化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、3案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、曾根 茂 推進委員から報告願います。

## 曾根 茂 推進委員

築館の曾根でございます。

議案第5号 非農地証明願については、去る5月20日の木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の件につきましては、平成13年頃から転用されたという案件で、届出人も高齢化されており、現地は山林の周辺ということもありまして、すでに柳などの雑木も繁茂しており道路も非常に荒れており復元は不可能であると確認し、許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

番号2番の件につきましては、父が労働力不足で原野化したということで、法面であるということもありまして、この場所も復元は不可能な状況で、許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

番号3番の件につきましては、平成9年頃から耕作をやめてから、かなり経過していると確認しました。届出人はかなりの高齢者の方で、現状も道路がわからないように荒廃しており、農地への復元は不可能であることを確認し、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、3案件についてご審議の程、よろしくお願いたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番から3番までの3案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番から3番までの3案件は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

**議長**

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和3年 第5回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

**議長（会長）**

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 2時 24分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員